四條畷学園大学学則

改定　令和５年４月１日

第１章　総　　則

（使命・目的）

第１条　四條畷学園大学（以下、「本学」という。）は、四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」のもと、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く一般教養を授けるとともに、専門の学術技能を教授研究し、高い倫理観、科学する力、技術力を備えた人間性豊かな人材を育成し、学術の向上と社会の保健医療福祉に貢献することを使命・目的とする。

（教育研究上の目的・目標）

第１条の２　各学部に教育研究上の目的ならびに人材育成のための教育目標を以下のとおり定める。

(1)　リハビリテーション学部

［教育研究上の目的］

リハビリテーション学部は、地域社会ならびに保健医療福祉に貢献する教育研究を行い、人間性豊かで、高度な専門知識とセラピストとしての実践力を有する人材の育成を目的とする。

［教育目標］

①　社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること

②　科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること

③　セラピストとしての実践力を育成すること

(2)　看護学部

［教育研究上の目的］

看護学部は、看護の質の向上に貢献する教育研究を行い、保健・医療及び福祉の場で、生命の尊厳を守り、高い倫理観を持って患者・家族を中心とした看護を実践できる、人間性豊かな人材の育成を目的とする。

［教育目標］

①　幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解し、人を思いやる人間性豊かな人材を育成すること

②　看護に必要な専門知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践力を兼ね備えた人材を育成すること

③　保健・医療及び福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成すること

④　看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成すること

（自己評価等）

第２条　本学は、教育水準の向上を図り、前条の使命・目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を実施し、その改善・充実に努める。

２　前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

（学部、学科、専攻及び学生定員）

第３条　本学におく学部、学科、専攻課程及び学生定員は次のとおりとする。

学部名	学科名・専攻課程名	入学定員	収容定員
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	８０名 ４０名 ４０名	３２０名 １６０名 １６０名
看護学部	看護学科	８０名	３２０名

（修業年限及び在学年限）

第４条　本学の修業年限は４年とする。ただし、８年を越えて在学することはできない。

第２章　学年、授業期間、学期及び休業日

（学年及び授業期間）

第５条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
２　１年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とする。
（学期）
第６条　学年を次の２学期に分ける。
前学期　４月１日から９月３０日まで
後学期　１０月１日から翌年３月３１日まで
２　学長は必要により、前項の前学期の終期及び後学期の始期を変更することができる。
（休業日）
第７条　休業日は次の通りとする。
⑴　土曜日および日曜日
⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
⑶　学園創立記念日　４月１１日
⑷　春季休業日　３月１日から４月５日まで
⑸　夏季休業日　８月１日から９月３０日まで
⑹　冬季休業日　１２月２１日から翌年１月１０日まで
２　学長は必要により、前項の休業日を臨時に変更し、また、臨時に休業日を定めることができる。

第３章　入学、休学及び退学

（入学の時期）
第８条　入学の時期は、学年の始めとする。
（入学資格）
第９条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　高等学校を卒業した者
⑵　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
⑶　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
⑷　文部科学大臣の指定した者
⑸　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
⑹　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
⑺　その他本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力が有ると認めた者
（入学の出願）
第10条　本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて本学に提出しなければならない。
（入学者の選考）
第11条　前条の入学志願者については、入学者の選考を行う。
２　前項に規定する選考の時期および方法は、別に定める。
（入学手続及び入学許可）
第12条　前条の選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書・保証書、その他所定の書類を提出するとともに所定の入学金、その他必要な学費等を納入しなければならない。手続を完了しない者には合格を取り消すことがある。
２　前項の手続を完了した者には、学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。
（再入学）
第13条　退学した者が再入学を志願しようとするときには、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入学を許可することがある。ただし、退学後４年以内に限り出願しうるものとする。
２　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目ならびに修得した単位の取り扱い、在学すべき年数および資格の取得の取扱い等については別に定める。
（休　学）
第14条　疾病又はやむを得ない事由により３ケ月以上修学できないときは医師の診断書又は休学理由書を付し、保護者及び保証人連署の上願い出、学長の許可を得て休学することができる。

２　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第15条　休学の期間は１年を越えることができない。　ただし、特別の事由があるときは、引き続き更に１年以内の期間延長を願い出ることができる。

２　休学の期間は通算して４年を越えることができない。

３　休学の期間は在学年数に算入しない。

（復　学）

第16条　休学期間中にその事由が止んだときは、学長の許可を得て復学することができる。

（退　学）

第17条　退学しようとする者は、その理由を記し、保護者及び保証人連署の上願い出て、学長の許可を得なければならない。

（転　学）

第18条　本学から他の大学に転学を希望する者は、保護者及び保証人連署の上願い出て、学長の許可を得なければならない。

（除　籍）

第19条　次の各号の一に該当する者は、学部教授会の議を経て学長が除籍する。

⑴　第４条に定める在学年数を超えた者

⑵　第１５条第２項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

⑶　授業料その他の費用の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

⑷　死亡あるいは、長期間にわたり行方不明の者

⑸　反倫理的、反道徳的行為を行った者

第４章　教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第20条　授業科目の種類、単位数等は別表第１、２、３（教育課程表）の通りとする。

（単位の計算方法）

第21条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

⑴　講義については、１５時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、２２．５時間または３０時間の授業をもって１単位とする。

⑵　演習については、３０時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、２２．５時間または１５時間の授業をもって１単位とする。

⑶　実験・実習及び実技については、４５時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、３０時間の授業をもって１単位とする。

⑷　授業科目のなかには、授業形態を考慮した上で学修の成果を評価し、単位数を定めることがある。

（多様なメディアを利用した授業）

第22条　本学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、前条に規定する講義、演習、実験・実習及び実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

２　前項の授業方法により修得する単位数は卒業の要件とした修得すべき単位数のうち、６０単位を越えないものとする。

３　第１項のメディアを利用して行う授業については別に定め、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

（単位の授与）

第23条　授業科目を履修し、その科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

　ただし、授業への出席状況、あるいはその期の授業料等の納入状況により、単位を与えないことがある。

（学習の評価）

第24条　学業成績の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第25条　他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第１年次に入学した学生の当該の大学又は短期大学における既修得単位については、教育上有益であると認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。
　ただし、第４条に定める修業年限を短縮することはできない。
２　前項により認定することのできる単位数は、合わせて３０単位を越えないものとする。
３　前２項に定めるほか、本条による単位認定に関し必要な事項は別に定める。
（他の大学、短期大学における授業科目の履修等）
第26条　本学は、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により認定することができる単位数は、３０単位を超えないものとする。
３　前２項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。
（他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度）
第27条　前２条の規定により、他の大学等において修得したと認めることのできる単位数は、すべてを合わせて、３０単位を超えない範囲とする。

第５章　卒業及び学位の授与

（卒業の要件）
第28条　本学を卒業するためには、４年以上在学し、教育課程表に基づき以下の単位を修得しなければならない。
⑴　リハビリテーション学部　　合計１２８単位以上
⑵　看護学部　　合計１２８単位以上
（卒業の認定）
第29条　本学に４年以上在学し、本学則に定める授業科目を履修し所定の単位数を修得した者については、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
（学位の授与）
第30条　学長は、卒業を認定した者に対して学部毎に以下の学位を授与する。
⑴　リハビリテーション学部　　学士（リハビリテーション学）
⑵　看護学部　　学士（看護学）

第６章　入学料、授業料等

（授業料等）
第31条　本学の入学金、授業料、教育充実費等については、別に定める。
（授業料の納入期）
第32条　授業料は次の２期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者には、延納を認めることがある。

前学期	総額の２分の１	納期	４月３０日
後学期	同　上	納期	１０月３１日

（退学及び停学の場合の授業料）
第33条　学期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。
２　停学期間中の授業料は徴収する。
（休学の場合の授業料）
第34条　休学の期間が学期全体に及ぶ場合は、その学期の授業料を免除する。
（復学の場合の授業料）
第35条　復学した者は、当該期分の授業料を、復学した月に納付しなければならない。
（納付した入学料）
第36条　納付した入学料は返付しない。

第７章　教職員組織

（教職員組織）
第37条　本学に学長、副学長、学部長、学科長、専攻長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。
２　学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
３　副学長は、学長の指示あるときは学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

４　学部長は、学長の指示の下、命を受けて学部の校務をつかさどる。
５　学科長は、学長及び学部長の指示の下、命を受けて学科の校務をつかさどる。
６　専攻長は、学長及び学部長並びに学科長の指示の下、命を受けて専攻の校務をつかさどる。
（運営協議会の設置及び構成並びに規程）
第38条　大学全体の管理運営方針等を審議するため、運営協議会を設置する。
２　運営協議会は、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長で構成する。必要あるときは、これに教授を加えることができる。
３　運営協議会における各学部からの選出人数は同数とする。
４　運営協議会はこの学則に拠るほか、会議に関する規程は別に定める。
（運営協議会の招集）
第39条　運営協議会は学長がこれを招集する。
２　運営協議会の議長は、学長とする。
３　学長が出席できない場合には、あらかじめ学長に指名された者がその職務を代行する。
（運営協議会の定足数及び議決）
第40条　運営協議会は構成員の３分の２以上の出席によって成立する。
２　運営協議会の議事は、出席した構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（運営協議会の審議事項）
第41条　運営協議会は、大学全体に関する次に掲げる重要事項について学長が最終決定するに際し、学長に対して意見を述べるものとする。
⑴　大学運営に関する計画
⑵　教員人事に関する方針
⑶　学生募集に関する方針
⑷　学則等諸規定の制定・改廃
⑸　その他、学長が諮問する事項
２　運営協議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
（学部教授会の設置及び構成並びに規程）
第42条　第３条に掲げる学部に、教育研究に関する事項を審議するため、学部教授会を置く。
２　学部教授会は、教授で構成する。
３　学部長が必要と認め、学長が承認したときは、専任教員を構成員に加えることができる。
４　学部教授会はこの学則に拠るほか、会議に関する規程は別に定める。
（学部教授会の招集）
第43条　学部教授会は学長が必要と認めたとき、又は学部長が必要と認めたとき、或は学部教授会の構成員の３分の２以上の要請があったとき、学部長がこれを招集する。
２　学部教授会の議長は、学部長とする。
３　学部長が出席できない場合には、学科長が、学科長が出席できない場合は、あらかじめ学長が指名した教授がその職務を代行する。
（学部教授会の定足数及び議決）
第44条　学部教授会は構成員の３分の２以上の出席によって成立する。
２　学部教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（学部教授会の審議事項）
第45条　学部教授会は、学部に関する次に掲げる事項について学長が決定を行なうに当たり、学長に対して意見を述べるものとする。
⑴　学生の入学、卒業及び課程の修了
⑵　学位の授与
⑶　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
２　学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
（委員会等）
第46条　本学に必要な委員会等を置く。

２　委員会等に関する規程は別に定める。

第８章　科目等履修生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第47条　本学の学生以外の者で、本学の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

２　前項で履修を許可された科目等履修生に対し、単位を与えることができる。単位の授与については、第２３条及び第２４条の規定を準用する。

３　科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第48条　本学教員の指導を受けて特定の事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

２　研究生に関する規定は、別に定める。

（外国人留学生）

第49条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生についての必要な事項は、別に定める。

第９章　賞　罰

（表　彰）

第50条　学生として表彰に値する行為があった者は、別に定める学生表彰規程により、学長が表彰する。

（懲　戒）

第51条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、別に定める学生懲戒規程により、学長が懲戒する。

２　前項の懲戒の種類は譴責、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1)　性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3)　正当な理由がなく出席常でない者

(4)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章　附 属 施 設

（図書館）

第52条　本学に図書館を附設する。

２　図書館について必要な事項は、別に定める。

（研究所）

第53条　本学に研究所を置く。

２　研究所に関する規定は、別に定める。

附則

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成２１年１０月１日から施行する。

附則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この学則は、令和２年１０月１日から施行する。

附則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。